

特殊文書等収配カード (乙)

No. \_\_\_\_\_

課  
月 日收受

文書主任印	取扱者印

種 別	発信局名及び番号	受信者	発信者	金券番号又は金額	備考
書留小包書留 簡易書留現金書留 速達書留配達証明 配達記録金券		知事 部 長 会 計 管 理 者 課 長			
書留小包書留 簡易書留現金書留 速達書留配達証明 配達記録金券		知事 部 長 会 計 管 理 者 課 長			
書留小包書留 簡易書留現金書留 速達書留配達証明 配達記録金券		知事 部 長 会 計 管 理 者 課 長			
書留小包書留 簡易書留現金書留 速達書留配達証明 配達記録金券		知事 部 長 会 計 管 理 者 課 長			

(所用)

特殊文書等収配カード

No. \_\_\_\_\_

年 月 日收受

所長 検印	種 別	発信局名 及び番号	金券番号 又は金額	発信者	受信者	受領印	文書 主任印	摘要
	書留小包書留 簡易書留現金書留 速達書留配達証明 配達記録金券		円		所長 課長			
	書留小包書留 簡易書留現金書留 速達書留配達証明 配達記録金券		円		所長 課長			
	書留小包書留 簡易書留現金書留 速達書留配達証明 配達記録金券		円		所長 課長			

- (備考) 1 「種別」欄は、該当文字を囲むこと。  
2 「受信者」欄は、これにより難い場合は、適宜改めること。



(様式8号)(第30条、第32条関係)

(起案用紙)

起案日	年 月 日	決裁日	年 月 日	施行日	年 月 日
処理期限	年 月 日	決裁区分		浄書者印	照合者印
分類記号	文書番号	第 号	取扱区分		
保存区分					
公開・非公開区分	非公開(公開)とする部分・理由	部 分	理 由		
公開可能時期					
件名				起案者	(何々)課 印 (内線: 番)
公開用件名					
知 事                      副知事					
(何々)部長                      (何々)課長					

長野県

- (備考) 1 合議を要するときは、「決裁」欄の下に「合議」欄を適宜設けること。  
 2 「決裁」欄及び「起案者」欄は、これにより難しい場合は、適宜改めること。



(様式第9号)(第33条、第39条関係)

		80							
		10	25		45				
				←10→	←20→				
42	6	分類記号		公開・非公開区分	公開	一部非公開	非公開	6	
	6	保存区分	永( )10 5 3 1 1年未満 ・ 累積	非公開(公開)とする部分・理由		公開可能時期		3	
	6	処理区分	起案 回覧 その他					12	
	6	処理の開始	年 月 日					7	
	6	処理の終了	年 月 日	所 属					7
	6	取扱区分		件 名					14
	6	施行	年 月 日						14

- (備考) 1 寸法の単位は、ミリメートルである。  
 2 「取扱区分」欄は、起案用紙の取扱区分に準じて記入すること。  
 3 「決裁」欄等を適宜設けること。

様式第16号から第21号までを削る。

様式第15号中「(第47条、第48条関係)」を「(第59条関係)」に改め、同様式を様式第20号とする。

様式第14号の3中「(第46条関係)」を「(第58条関係)」に、「保存文書目録」を「引継文書目録」に改め、同様式を様式第19号とし、同様式の前に次の様式を加える。



(様式第14号) (第43条関係)

小包郵便物差出票

年 月 日  
課

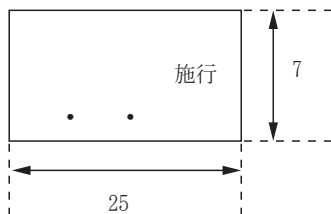
1 一般小包

地帯区分	あて先	取扱区分	重 量										
			2kg まで	4kg まで	6kg まで	8kg まで	10kg まで	12kg まで	14kg まで	16kg まで	18kg まで	20kg まで	
第一 地 帯	市内	住所	普通	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個
		氏名											
		(以下 件)											
	その他	住所	普通										
		氏名											
		(以下 件)											
第二地帯	住所	普通											
	氏名												
	(以下 件)												
第三地帯	住所	普通											
	氏名												
	(以下 件)												
第四地帯	住所	普通											
	氏名												
	(以下 件)												

2 冊子小包

あて先	取扱区分	重 量									
		150g まで	200g まで	250g まで	500g まで	750g まで	1kg まで	1.5kg まで	2kg まで	2.5kg まで	3kg まで
住所	普通	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個
氏名											
(以下 件)											

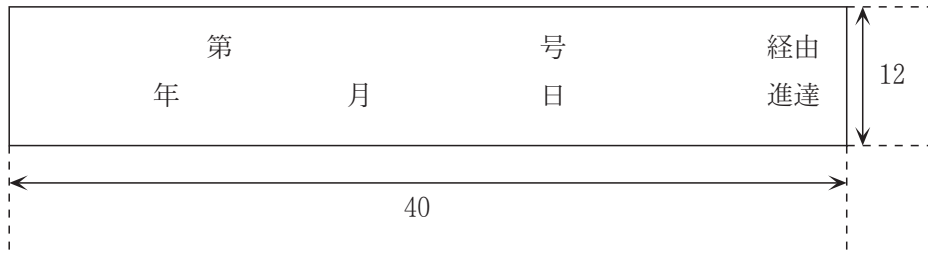
(様式第15号) (第49条関係)



(備考) 寸法の単位は、ミリメートルである。

様式第13号を次のように改める

(様式第13号)(第39条関係)



(備考) 寸法の単位は、ミリメートルである。

様式第12号を削る。

様式第11号中「(第27条関係)」を「(第34条関係)」に、

「

区 分
-----

」を「

区 分	電話(受信・発信)、来訪、その他(訪問等)
-----	-----------------------

」に

改め、同様式を様式第12号とする。

様式第10号中「(第26条関係)」を「(第34条関係)」に改め、同様式を様式第11号とし、同様式の前に次の様式を加える。

(様式第10号)(第34条関係)

(許認可等文書処理カード甲)

分類記号	保存区分	起案日	年 月 日	決裁日	年 月 日	施行日	年 月 日
文書番号	收受日	取扱区分	確認印		収入証紙類		
公開・非公開区分	非公開(公開)とする部分・理由		( 件 )		円 累計		円
	部分	理由	公開可能時期		決裁権者 回 議 事務担当		
申請	年 月 日		処理内容				
申請人住所							
氏名							
	( 件 )						

- (備考) 1 事案により適宜定めることができること。  
 2 「取扱区分」欄は、起案用紙の取扱区分に準じて記入すること。



(許認可等文書処理カード乙)

文書(枝)番号	収受年月日	申請年月日	申請人(住所・氏名)	処理内容	摘要

(備考) 1 許認可等文書処理カード乙は、許認可等文書処理カード甲の補助として用いる。  
2 事案により適宜改めることができる。

情報公開・法務課

長野県訓令第7号

本庁内部部局  
現地機関

長野県マイクロフィルム文書管理規程(平成元年長野県訓令第15号)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

第3条、第4条第2号、第5条、第6条第2項及び第7条中「情報公開・法務課長」を「情報公開・私学課長」に改める。

第8条第1項中「情報公開・法務課」を「情報公開・私学課」に改める。

第11条及び第12条第1項中「情報公開・法務課長」を「情報公開・私学課長」に改める。

第14条第1項中「情報公開・法務課長」を「情報公開・私学課長」に改め、同条第2項中「第47条」を「第59条」に、「引継文書閲覧申込書」を「引継文書閲覧申請書」に、「情報公開・法務課長」を「情報公開・私学課長」に改め、同条第3項中「情報公開・法務課長」を「情報公開・私学課長」に改める。

第15条中「情報公開・法務課長」を「情報公開・私学課長」に改める。

第16条中「第49条第3項」を「第60条第3項」に改める。

第17条中「第49条第1項」を「第60条第1項」に改め、「まで」の次に「及び第8項」を加え、「情報公開・法務課長」を「文書主管課長」に改める。

様式第1号中「長野県総務部情報公開・法務課長 ㊦」を「長野県総務部情報公開・私学課長 ㊦」に改める。

様式第3号中「長野県総務部情報公開・法務課」を「長野県総務部情報公開・私学課」に改める。

情報公開・法務課

長野県訓令第8号

本庁内部部局  
現地機関

長野県公印規程(昭和31年長野県訓令第29号)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

第5条及び第11条第3項中「情報公開・法務課長」を「情報公開・私学課長」に改める。

別表中

県印	情報公開・法務課長
県印	情報公開・法務課長

を

「

県印	情報公開・私学課長
県印	情報公開・私学課長

に、

「

企画課長	を	消防課長	に、
情報公開・法務課長		企画課長	

「

消防課長	に、
情報公開・私学課長	

」

「土木政策課長  
建築管理課長」を「建設政策課長」に、

「情報公開・法務課長」を「情報公開・私学課長」に、

「林業振興課長  
森林整備課長  
土木政策課長  
建設事務所長」を「信州の木振興課長  
森林づくり推進課長  
建設政策課長  
建設事務所長」に、

「建設事務所長  
千曲川流域下水道建設事務所長  
河川改良事務所長  
砂防事務所長」を「千曲川流域下水道建設事務所長  
河川改良事務所長  
砂防事務所長」に、

「情報公開・法務課長」方 27 を

「情報公開・私学課長」方 27 に、

本庁内部部局の部(局)印	本庁内部部局の部(局)の長が指定する課長	方 39	長野県何々部(局)
本庁内部部局の部(局)長印	本庁内部部局の部(局)の長が指定する課長	方 24	長野県何々部(局)長印
本庁内部部局の課印	本庁内部部局の課長	方 36	長野県何々部(局)何々課
本庁内部部局の課長印	本庁内部部局の課長	方 21	長野県何々部(局)何々課長印
会計局印	会計課長	方 39	長野県会計局
会計局長印	会計課長	方 24	長野県会計局長印

を

本庁内部部局の部印	本庁内部部局の部の長が指定する課長	方 39	長野県何々部
本庁内部部局の部長印	本庁内部部局の部の長が指定する課長	方 24	長野県何々部長印
衛生部病院事業局長印	病院事業局次長	方 24	長野県衛生部病院事業局長印
本庁内部部局の課(室)印	本庁内部部局の課(室)長	方 36	長野県何々部何々課(室)
本庁内部部局の課(室)長印	本庁内部部局の課(室)長	方 21	長野県何々部何々課(室)長印
会計局印	会計課長	方 39	長野県会計局

情報公開・法務課

長野県訓令第9号

本庁内部部局  
現地機関

本庁の内部部局及び会計局の係の名称及びその分掌事務に関する規程(平成19年長野県訓令第9号)の全部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程

- 1 長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号。以下「規則」という。)第4条の規定により置く係は、別表第1のとおりとする。
- 2 規則第4条の5第3項、第24条第6項、第31条第3項及び第41条第3項の規定により置く係は、別表第2のとおりとする。
- 3 規則第53条第2項の規定により置く係は、別表第3のとおりとする。
- 4 規則第245条第1項の規定により置く係は、別表第4のとおりとする。

(別表第1)(第1項関係)

部(局)	課	係
危機管理部	消防課	消防係 無線通信係
	危機管理防災課	危機管理係 防災係
企画部	企画課	総務係 計画係 調整係 ブランド推進係
	交通政策課	交通企画係 新幹線・並行在来線係 空港活性化係

	情報統計課	管理係 地域情報化推進係 電子自治体推進係 統計第一係 統計第二係 統計第三係		商工労働部	産業政策課	総務係 企画係 商業・団体系
	人権・男女共同参画課	人権尊重係 男女共同参画係 多文化共生係			経営支援課	産業誘致係 経営支援係 金融支援係
	生活文化課	消費者係 芸術文化係 交通安全対策係 青少年健全育成係			ものづくり振興課	技術開発係 生活産業係
総務部	秘書課	総務係 秘書係			人材育成課	能力開発係 人材育成支援係
	人事課	総務係 人事係 給与係			労働雇用課	勤労者支援係 調査情報係 雇用対策係
	職員課	厚生係 年金係 共済係 公務災害係		観光部	国際課	外事・パスポート係 国際交流推進係
	財政課	財政企画係 財政調査係 交付税係 公債係		農政部	農業政策課	総務係 経理係 企画係 農地調整係 農業団体・共済係
	管財課	総務係 財産係 庁舎管理係 用品係			農業技術課	研究普及係 農産振興係 環境農業係
	税務課	総務係 課税係 自動車税係 税務電算係			園芸畜産課	果樹・花き係 野菜・特産係 家畜生産・衛生係 畜産経営係 水産係
	広報課	広報係 広聴係			農地整備課	管理係 計画調査係 水利係 防災係 基盤整備係
	情報公開・私学課	情報公開・文書管理係 法務係 私学係			農村振興課	中山間農村係 担い手育成係 農業金融係 地域営農係
	市町村課	行政係 合併支援係 地域振興係 財政係 税制係 選挙係		林務部	森林政策課	総務係 企画係 森林計画係
	総務事務課	総務審査係 システム係 新システム開発係			信州の木振興課	担い手育成係 林道係 経営普及係 木材流通係 県産材利用推進係
			森林づくり推進課		保安林係 治山係 造林緑化係 県営林係	
社会部	福祉政策課	総務係 企画経理係		建設部	建設政策課	総務係 経理係 建設業係 用地係
	地域福祉課	地域支援係 保護恩給係			道路管理課	管理係 維持舗装係 安全防災係 市町村道係
	長寿福祉課	生きがい係 介護保険係 介護サービス係 施設係			道路建設課	総務係 計画調整係 国道係 地方道係 高速交通網整備推進係
	障害福祉課	事業管理係 在宅支援係 施設支援係			河川課	管理調整係 計画調査係 治水係 災害係
	障害者自立支援課	自立支援係 就労支援係		砂防課	総務係 調査管理係 砂防係 地すべり係	
	こども・家庭福祉課	こども・家庭係 保育・ひとり親係		都市計画課	都市公園係 計画係 街路区画整理係	
衛生部	医療政策課	総務係 企画経理係 医療係 看護係		住宅課	企画係 住宅建設係 住宅管理係	
	健康づくり支援課	母子保健係 健康増進係 感染症難病係 精神保健係		建築指導課	建築技術係 都市開発係 指導審査係 景観係	
	食品・生活衛生課	生活衛生係 食品衛生係 乳肉・動物衛生係		施設課	営繕事務係 施設係 設備係	
	薬事管理課	薬事温泉係 麻薬毒劇物係				
病院事業局		総務係 経理係 経営改革係				
環境部	環境政策課	総務係 企画係 経理係 温暖化防止係		(別表第2)(第2項関係)		
	水大気環境課	水環境係 水質保全係 大気保全係 水源水道係		部	室	係
	生活排水課	業務係 生活排水係 流域下水道係		企画部	土地対策室	土地利用計画係 土地調整係
	自然保護課	自然保護係 環境審査係 自然公園係		衛生部	国保・医療福祉室	国保係 医療福祉係
	廃棄物対策課	資源化推進係 廃棄物政策係 廃棄物審査係		農政部	農産物マーケティング室	農業ビジネス係 マーケティング係
			林務部	野生鳥獣対策室	鳥獣保護管理係 鳥獣被害対策係	

(別表第3)(第3項関係)

局	課	係
会計局	会計課	総務係 出納決算係

(別表第4)(第4項関係)

所	部 課	係
佐久地方事務所	地域政策課	総務係 企画振興係 県民生活係
	税務課	管理係 収税第一係 収税第二係 課税第一係 課税第二係
	福祉課	社会係 福祉第一係 福祉第二係
	農政課	農政係 農村振興係 生産振興係
	農地整備課	管理係 計画調査係 水利防災係 基盤整備係 地域整備係 農道係
	林務課	林務係 林産係 普及係 林道係 治山第一係 治山第二係
	商工観光課	振興係 工業係
	建築課	建築係 住宅係
上下地方事務所	地域政策課	総務係 企画振興係 県民生活係
	税務課	管理係 収税第一係 収税第二係 課税第一係 課税第二係
	福祉課	社会係 福祉係
	農政課	農政係 農村振興係 生産振興係
	農地整備課	管理係 計画調査係 水利防災係 基盤整備係
	林務課	林務係 普及林産係 治山林道係
	商工観光課	振興係 工業係
	建築課	建築係 住宅係
諏訪地方事務所	地域政策課	総務・県民生活係 企画振興係
	税務課	管理係 収税第一係 収税第二係 課税第一係 課税第二係
	福祉課	社会係 福祉係
	農政課	農政係 農業振興係
	農地整備課	管理係 計画調査係 水利防災係 基盤整備係 農道係
	林務課	林務係 普及林産係 治山林道係
	商工観光課	振興係 工業係
	建築課	建築係 住宅係
上伊那地方事務所	地域政策課	総務係 企画振興係 県民生活係
	税務課	管理係 収税第一係 収税第二係 課税第一係 課税第二係
	福祉課	社会係 福祉係
	農政課	農政係 農村振興係 生産振興係
	農地整備課	管理係 計画調査係 防災係 水利係 基盤整備係 農道係
	林務課	林務係 林産係 普及係 林道係 治山第一係 治山第二係
	商工観光課	振興係 工業係
	建築課	建築係 住宅係

下伊那地方事務所	地域政策課	総務係 企画振興係 県民生活係
	税務課	管理係 収税第一係 収税第二係 課税第一係 課税第二係
	福祉課	社会係 福祉第一係 福祉第二係
	農政課	農政係 農村振興係 生産振興係
	農地整備課	管理係 計画調査係 水利防災係 基盤整備係
木曾地方事務所	地域政策課	総務係 企画振興係 県民生活係
	税務課	管理・収税係 課税係
	福祉課	社会係 福祉係
	農政課	農政係 農業振興係
	農地整備課	管理係 計画調査係 基盤整備係
松本地方事務所	地域政策課	総務係 企画振興係 県民生活係
	環境課	環境保全係 廃棄物対策係
	税務課	管理係 収税第一係 収税第二係 収税第三係 収税第四係 課税第一係 課税第二係
	福祉課	社会係 福祉係
	農政課	農政係 農村振興係 生産振興係
北安曇地方事務所	地域政策課	総務係 企画振興係 県民生活係
	税務課	管理係 収税係 課税係
	福祉課	社会係 福祉係
	農政課	農政係 農業振興係
	農地整備課	管理係 計画調査係 水利防災係 地域整備係
長野地方事務所	地域政策課	総務係 企画振興係 県民生活係
	税務課	管理係 収税第一係 収税第二係 収税第三係 収税第四係 課税第一係 課税第二係 課税第三係
	福祉課	社会係 福祉第一係 福祉第二係
	農政課	農政係 農村振興係 生産振興係
	農地整備課	管理係 計画調査係 水利防災係 地域整備係

	農地整備課	管理係 計画調査係 防災第一係 防災第二係 水利係 基盤整備係 地域整備係 農道係		下伊那農業改良普及センター	担い手・経営係 技術係 地域生活第一係 地域生活第二係 地域生活第三係
	林務課	林務係 林産係 普及係 林道係 治山第一係 治山第二係		長野農業改良普及センター	
	商工観光課	振興係 工業係		木曾農業改良普及センター	技術普及係 地域生活係
	建築課	建築係 住宅係		北安曇農業改良普及センター	
北信地方事務所	地域政策課	総務係 企画振興係 県民生活係		北信農業改良普及センター	
	税務課	管理係 収税係 課税係			
	福祉課	社会係 福祉係			
	農政課	農政係 農村振興係 生産振興係			
	農地整備課	管理係 計画調査係 水利防災係 基盤整備係			
	林務課	林務係 普及林産係 治山林道係			
中央児童相談所 松本児童相談所	家庭支援課	支援第一係 支援第二係 支援第三係 (中央に限る。)		南佐久建設事務所 飯山建設事務所	総務課 維持管理課 整備課
	相談判定課	心理係 一時保護係			管理係 維持係 計画調査係 整備第一係 整備第二係 用地係
保健所	総務課	総務係		佐久建設事務所	総務課 維持管理課 整備課
	健康づくり支援課	予防衛生係 保健衛生係 (松本にあっては、予防衛生第一係、 予防衛生第二係、保健衛生第一係及び 保健衛生第二係)			総務係 工事事務係 管理係 維持係 計画調査係 整備第一係 整備第二係
	食品・生活衛生課	生活衛生係 食品衛生係 乳肉・動物衛生係 (木曾及び大町を除く。北信にあっては、 食品・生活衛生係及び乳肉・動物衛生係)		上田建設事務所 大町建設事務所	総務課 維持管理課 整備課
上田保健所 諏訪保健所 飯田保健所 松本保健所 長野保健所	検査課	理化学係 病理細菌係		諏訪建設事務所	総務課 維持管理課 整備課
					管理係 維持係 釜口水門管理係 計画調査係 整備第一係 整備第二係 整備第三係 災害復旧係
				伊那建設事務所	総務課 維持管理課 整備課
県立病院	事務部	総務係 業務係 (駒ヶ根病院を除く。こども病院にあっては、 総務係、財務係及び医事係)			管理係 維持係 計画調査係 整備第一係 整備第二係 整備第三係 用地課 用地第一係 用地第二係
松本空港管理事務所		管理係 施設係		飯田建設事務所 長野建設事務所	総務課 維持管理課 整備課 用地課
佐久農業改良普及センター		担い手・経営係 技術係 地域生活第一係 地域生活第二係			総務係 工事事務係 管理係 維持係 計画調査係 整備第一係 整備第二係 整備第三係 整備第四係 用地第一係 用地第二係
上小農業改良普及センター 上伊那農業改良普及センター 松本農業改良普及センター		担い手・経営係 技術係 地域生活係		下伊那南部建設事務所	整備課
諏訪農業改良普及センター				木曾建設事務所	総務課 維持管理課 整備課
					管理係 維持係 計画調査係 整備第一係 整備第二係
				松本建設事務所	総務課 維持管理課 整備課
		技術普及係 地域生活第一係 地域生活第二係			総務係 工事事務係 管理係 維持係 公園管理係 計画調査係 整備第一係 整備第二係 整備第三係

安曇野建設事務所	総務課	総務係
	維持管理課	管理係 維持係
	整備課	計画調査係 整備係 用地係
	公園下水道課	公園整備係 流域下水道係
千曲建設事務所 須坂建設事務所	総務課	総務係
	維持管理課	管理係 維持係
	整備課	計画調査係 整備係 用地係
中野建設事務所	総務課	総務係
	維持管理課	管理係 維持係
	整備課	計画調査係 整備係
千曲川流域下水道建設事務所	総務課	総務係
	建設課	管理計画係 設計係 工事係
奈良井川改良事務所		計画調査係 整備係 ダム係
砂防事務所	総務課	総務係
	砂防課	砂防第一係 砂防第二係
佐久高速道事務所	用地課	用地係 調整係
会計センター		出納係

行政改革課

長野県訓令第10号

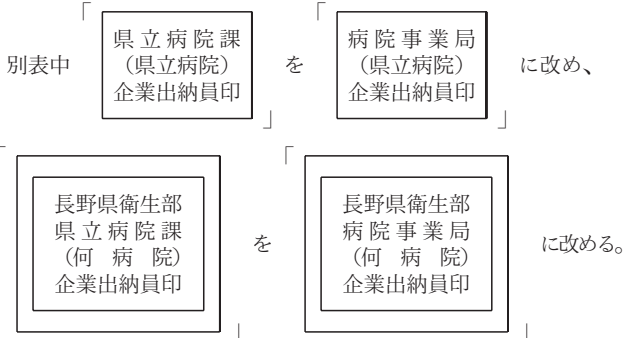
衛生部  
県立病院

長野県病院事業財務公印規程(昭和37年訓令第3号)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行します。  
平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

第4条中「県立病院課長」を「病院事業局次長」に改める。

第7条第1項中「県立病院課長」を「病院事業局次長」に改め、同条第2項中「県立病院課長」を「病院事業局次長」に改め、同項第1号中「県立病院課(県立病院)企業出納員印」を「病院事業局(県立病院)企業出納員印」に改める。



県立病院課

長野県教育委員会訓令第2号

事務局  
教育機関

長野県教育委員会公印規程(昭和43年長野県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行します。

平成20年3月31日

長野県教育委員会

別表中

「 長野県教育委員会事務局本庁の課印 」	長野県教育委員会事務局本庁の課長	方 36	「 長野県教育委員会事務局何々課印 」
「 長野県教育委員会事務局本庁の課長印 」	長野県教育委員会事務局本庁の課長	方 21	「 長野県教育委員会事務局何々課長印 」

を

「 長野県教育委員会事務局本庁の課(室)印 」	長野県教育委員会事務局本庁の課(室)長	方 36	「 長野県教育委員会事務局何々課(室)印 」
「 長野県教育委員会事務局本庁の課(室)長印 」	長野県教育委員会事務局本庁の課(室)長	方 21	「 長野県教育委員会事務局何々課(室)長印 」

に改める。

教育総務課

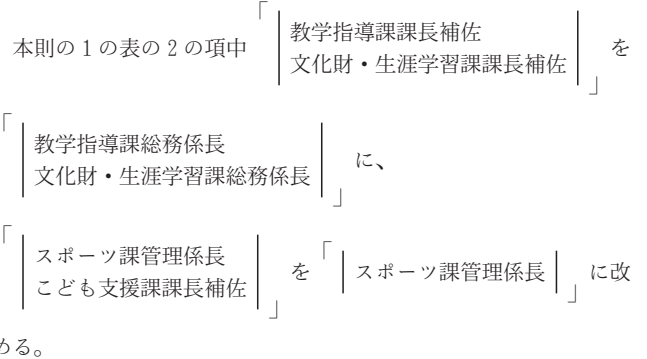
長野県教育委員会訓令第3号

事務局  
学校以外の教育機関

兼務に関する規程(昭和57年長野県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行します。

平成20年3月31日

長野県教育委員会



本則の2の表の教育総務課の項を削り、同表中「企画員」を「担当係長」に改め、同備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とし、同備考の4を同備考の3とし、同備考の5を同備考の4とし、同備考の6を同備考の5とする。

教育総務課

長野県教育委員会訓令第4号

事務局  
学校以外の教育機関

長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程(平成18年長野県教育委員会訓令第12号)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行します。

平成20年3月31日

長野県教育委員会

別表の教育総務課の項中「企画統計係」を「企画係」に、「第15号及び第17号から第19号」を「及び第18号から第20号」に、「及び第16号」を「から第17号まで」に改め、同表の義務教育課の項中「第5条第6号」を「第5条第7号」に、「第5条第3号」を「第5条第4号」に、「第4号及び第5号」を「第5号及び第6号」に、「第2号及び第3号」を「から第3号まで及び第4号」に改め、同表の教学指導課の項中「第7条第4号」を「第7条第1項第4号」に、「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改め、「及び生徒指導係」を削り、

「 高校教育指導係	規則第7条第1号から第4号までのうち 高校教育に関する事項(総務係及び生徒 指導係に属するものを除く。)
生徒指導係	規則第7条第1号の事項及び第3号のう ち生徒指導に関する事項

を

「 高校教育指導係	規則第7条第1項第1号から第4号まで のうち高校教育に関する事項(総務係に 属するものを除く。)
--------------	--

に改め、同項の次に次のように加える。

心の支援室	人権支援係	規則第7条第2項第1号及 び第2号の事項
	生徒指導係	規則第7条第2項第3号の 事項

別表の文化財・生涯学習課の項を次のように改める。

文化財・生涯学 習課	総務係	課内の庶務に関する事項並 びに規則第8条第12号及び 第13号の事項
	生涯学習係	規則第8条第1号から第4 号まで、第5号(文化財係 に属するものを除く。)、第 6号から第9号まで、第14 号(文化財係に属するもの を除く。)&及び第15号(文化 財係に属するものを除く。) の事項
	文化財係	規則第8条第5号のうち博 物館に関する事項、第10号 及び第11号の事項、第14号 のうち県立歴史館に関する 事項並びに第15号のうち文 化財保護審議会の庶務に関 する事項

別表のスポーツ課の項中「第11条第1号」を「第11条第2号」に、

「 体育スポーツ振 興係 国体係	規則第11条第2号及び第3号(国体係に 属するものを除く。)の事項 規則第11条第3号のうち国体開催に関す る事項
---------------------------	--

を

「 体育スポーツ振 興係	規則第11条第1号及び第3号の事項
--------------------	-------------------

に改め、同表のこども支援課の項を削る。

教育総務課

長野県教育委員会訓令第5号

事務局  
学校以外の教育機関

長野県教育委員会文書規程(昭和47年長野県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行します。

平成20年3月31日

長野県教育委員会

「第2章 文書事務の処理(第10条-第39条の2)

目次中 第3章 本庁(第40条-第41条の4) を  
第4章 所(第42条-第46条の2) 」

「第2章 文書事務の処理  
第1節 通則(第10条-第20条)  
第2節 收受及び配布(第21条-第27条)  
第3節 起案等(第28条-第38条) に、「第5章」を  
第4節 施行(第39条-第48条)  
第5節 県報登載(第49条)  
第6節 整理及び保存(第50条-第56条) 」

「第3章」に、「第47条」を「第57条」に改める。

第1条中「文書等」を「文書、図画及び電磁的記録(以下単に「文書」という。))」に改め、「(以下「文書事務」という。))」を削る。

第2条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 所 現地機関及び教育委員会の所管に属する学校以外  
の教育機関をいう。

第2条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 課 組織規則の規定により本庁に置かれる課(室を含  
む。)及び所に置かれる課をいう。

(4) 課長 課の長をいう。

第2条第8号中「あつては事務担当者」を「あつては、その事案を担当する分掌組織」に改め、同条第13号を同条第16号とし、同条第12号中「あつて」を「あつて」に、同号のA中「行つた」を「行つた」に改め、同号を同条第15号とし、同号の前に次の2号を加える。

(13) 電磁的記 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって  
録 は認識できない方式で作られた記録をいう。

(14) 文書管理 電子計算機を利用して、文書の收受、起案、決裁、  
システム 保存、廃棄その他文書に関する事務の処理を行う